

「1年単位の変形労働時間制」の導入をしないことを求める意見書

教職員の「働き方改革」の一つとして「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」(以下、「給特法」と略)の一部改正案が文部科学省より提出され、昨年12月4日可決成立しました。これにより、都道府県・政令市の条例で公立学校に「1年単位の変形労働時間制」の導入が可能となりました。入学式や新学期で忙しい4月の労働時間を長くして、夏休みなどで授業等が減る8月の労働時間を短くして、教職員がまとまった休みをとれるようにすることを想定したものです。

今日、教職員の長時間労働は全国的に問題化し、文科省調べ(2016年)でも時間外労働・月80時間の「過労死ライン」を越えて働く教職員は、中学校で約6割、小学校で約3割に上ります。特に沖縄の教職員の病気休職者率・精神疾患者率は全国ワーストで、しかも11年間も更新しているという不名誉な記録は深刻な事態です。

さらに小学校は今年度から(中学校は来年度から)新学習指導要領が完全実施され、その対応で教職員の業務はむしろ増加する傾向にあります。ましてや新型コロナウイルス感染症の拡大により、全国一斉休校や夏休み短縮、行事見直しなどを余儀なくされ、コロナ対策(検温や手洗い、マスク指導、3密防止等)での新たな負担増の中で、児童生徒の学習権を保障するための努力がなされています。

このような学校現場の実態を見るにつけ「1年単位の変形労働時間制」の導入は、教職員の働き方改革・長時間労働の解消とは程遠いものでしかありません。むしろ、30人以下学級の実現と教職員定数増、スクールカウンセラーや学習指導支援員等の全校配置・増員、あるいはコロナ対策のための検温や消毒作業を担うサポートスタッフの全校配置・増員などを通じて、教職員の業務負担の軽減を図ることが求められています。さらに根本的には、教職員の長時間勤務の「温床」とも言うべき「給特法」の1日も早い改正が求められており、現場実態のは正にそぐわない「1年単位の変形労働時間制」導入には大きな懸念が残ります。

よって、今帰仁村議会は、学校現場における教職員の長時間労働を是正し、児童生徒の健全な育成、適切な学習権保障のためにも、拙速な変則労働時間制を導入せず、各市町村教育委員会や教職員団体等関係団体との協議を重ね、慎重な検討を行うことを要請します。

記

- 1 改正「給特法」による「1年単位の変形労働時間制」を導入しないこと。
- 2 深刻な教職員の長時間労働実態を早急に是正するため、「給特法」の抜本的改正に向け、国、文科省に強く働きかけること。
- 3 教職員の業務負担を軽減するためにも、教職員の定員増を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年9月30日

沖縄県国頭郡今帰仁村議会

宛先 沖縄県知事、沖縄県教育委員会教育長